

第 5 2 号議案

東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例（昭和５８年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号イ中「独立開業資金」を「創業資金」に改め、「準ずる資金」の次に「並びに特定創業資金（創業資金のうち、産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２条第２４項第１号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けた者に対する融資資金であつて、市長が別に定めるところにより融資のあつせんを行うものをいう。以下同じ。）」を加える。

第３条第２項第１号中「（独立開業資金に準ずる資金は除く。）」を削り、同項第５号中「運転資金」の次に「及び創業資金」を、「設備資金に準ずる資金」の次に「及び特定創業資金」を加え、「、独立開業資金に準ずる資金にあつては５年以内」を削り、同号を同項第６号とし、同項第４号中「運転資金」の次に「及び創業資金」を、「設備資金に準ずる資金」の次に「及び特定創業資金」を加え、「、独立開業資金に準ずる資金にあつては５００万円以下」を削り、同号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号中「市税」を「市税等」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

（２）前号の規定にかかわらず、創業資金に準ずる資金又は特定創業資金の融資を受けている小規模企業者にあつては、主たる事務所又は事業所を市の区域内に有している者であること。

第３条第３項中「第４条第１項」を「次条第１項」に改め、同項第４号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号中「市税」を「市税等」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

（２）前号の規定にかかわらず、創業資金に準ずる資金又は特定創業資金の融資を受けている小規模企業者にあつては、主たる事務所又は事業所を市の区域内に有していること。

付則に次の１項を加える。

（独立開業資金の廃止に伴う経過措置）

５ 当分の間、第２条第３号アに掲げる資金には、東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例（令和２年条例第 号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる独立開業資金が含まれるものとする。

附 則

この条例は、令和２年１１月１日から施行する。